平成２８年（フ）第５７号
富山県高岡市米島884番地15　宮の杜104号
債務者　平沼　裕次
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２７８号
岐阜市岩地１丁目６番13号
債務者　寺本トモ子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２５号
岐阜市月ノ会町２丁目25番地（アネックス３206号室）
債務者　宮田　絹子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１２４号
静岡県富士宮市神田川町11番地の７　ホワイトハイツ深澤102、前住所千葉県八千代市下市場１丁目13番25号
債務者　勝本　紀行
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第８４号
愛知県一宮市北方町北方字宝江新田砂越31番地　メープル宝江101号
債務者　林　　靖二
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７０４号
福岡県大野城市筒井１丁目11番３号　ステラコンシオン22―101号
債務者　吉野　達也
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７３１号
福岡市城南区堤団地４番101号
債務者　長澤　清和
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７６０号
福岡市南区寺塚２丁目17番13―201号
債務者　鶴　　勝三
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９００号
福岡県糟屋郡志免町松ケ丘19番204号
債務者　山本　直子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９０９号
福岡県古賀市花見東７丁目14番１―801号
債務者　本村　英俊
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９１０号
福岡市博多区板付４丁目４番36号
債務者　千倉　麻由
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９２９号
福岡市早良区室見３丁目11番15号
債務者　末原　麻衣（旧姓澤）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９４５号
福岡市城南区南片江３丁目13番１―201号
債務者　清水真美子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９５１号
福岡県福津市津屋崎８丁目14番15号　ダンク・ナトゥアＡ101号
債務者　村上　三佳
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９５３号
福岡市南区警弥郷１丁目31番16―401号
債務者　安達　優子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３２１号
仙台市太白区四郎丸字昭和北222番地の14
債務者　大宮美代子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
秋田県由利本荘市石脇字石ノ花192番地48
債務者　遠藤　恭平
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１５１号
茨城県ひたちなか市大字田彦1392番地３　スカイコート田彦Ａ棟202号
債務者　谷口　敦司
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
水戸地方裁判所